トリアゾロ［一・五―a］ピリジン―二―イル）シクロプロパンカルボキシアミド（別名フィルゴチニブ）、その塩類及びそれらの製剤	
三十六の三～三十六の四十九	（略）
三十七～五十五の二十四	（略）
五十五の二十五　臭化一―ａｍｂｏ―（三Ｒ）―三―｛［（Ｒ）―（シクロペンチル）ヒドロキシ（フエニル）アセチル］オキシ｝―一―（二―エトキシ―二―オキソエチル）―一―メチルピロリジニウム臭化物）及びその製剤。ただし、一ｇ中に臭化一―ａｍｂｏ―（三Ｒ）―三―｛［（Ｒ）―（シクロペンチル）ヒドロキシ（フエニル）アセチル］オキシ｝―一―（二―エトキシ―二―オキソエチル）―一―メチルピロリジニウム五〇ｍｇ以下を含有するゲル剤を除く。	
五十五の二十六	（略）
五十六～五十九の六	（略）
五十九の七　セツキシマブ　サロタロカンナトリウム及びその製剤	
五十九の八～五十九の十四	（略）
六十～七十九	（略）
七十九の二　Ｎ―［七―ヒドロキシ―五―（二―フエニルエチル）［一・二・四］トリアゾロ［一・五―ａ］ピリジン―八―カルボニル］グリシン（別名エナロデユスタット）及びその製剤	
七十九の三・七十九の四	（略）
八十～八十三の六	（略）
八十三の七　二―｛四―［（三Ｓ）―ピペリジン―三―イル］フエニル｝―二Ｈ―インダゾール―七―カルボキシアミド一（四―メチルベンゼンスルホン酸塩）（別名ニラパリブトシル酸塩）及びその製剤	
八十三の八～八十三の十二	（略）
八十四～百三十六	（略）
三十六の二～三十六の四十八	（略）
三十七～五十五の二十四	（略）
	（新設）
五十五の二十五	（略）
五十六～五十九の六	（略）
	（新設）
五十九の七～五十九の十三	（略）
六十～七十九	（略）
	（新設）
七十九の二・七十九の三	（略）
八十～八十三の六	（略）
	（新設）
八十三の七～八十三の十一	（略）
八十四～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百十二	（略）
百十三　セツキシマブ　サロタロカンナトリウム及びその製剤	
百十四～百五十二	（略）
百五十三　二―｛四―［（三Ｓ）―ピペリジン―三―イル］フエニル｝―二Ｈ―インダゾール―七―カルボキシアミド一（四―メチルベンゼンスルホン酸塩）（別名ニラパリブトシル酸塩）及びその製剤	
百五十四～百九十八	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第三項の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日　環境大臣　小泉進次郎

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（事前評価等を要しない場合）	（事前評価等を要しない場合）
第七条の二　法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。	**第七条の二**　法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　次のいずれにも該当すること。	一　次のいずれにも該当すること。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排出水に係る排水基準が定められている事項に関す	ロ　汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排出水に係る排水基準が定められている

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百十二	（略）
	（新設）
百十三～百五十一	（略）
	（新設）
百五十二～百九十六	（略）